平成２４年（フ）第４９３３号
大阪市東淀川区豊新５丁目14番８―208号
債務者　平田淑子こと　表　　世宴
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９３９号
大阪市東成区中本５丁目27番３―701号
債務者　藤井　　健
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２７５号
大阪府四條畷市楠公１丁目６番27号
債務者　中迫　陽子
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３１３号
大阪市東淀川区豊新４丁目12番９―401号
債務者　森薫　正樹
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３６７号
大阪市西区土佐堀１丁目５番23―805号
債務者　中村　　寛
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３７１号
大阪市旭区清水３丁目11番13号
債務者　久保　睦子
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３７３号
大阪市生野区田島５丁目19番20号
債務者　瀬﨑　友宏
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３７９号
大阪市阿倍野区阪南町４丁目３番22号　グランビルド阿倍野605号、前住所大阪市阿倍野区松崎町３丁目13番23―711号
債務者　山口　英子
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３８１号
大阪市大正区泉尾４丁目17番12―201号、前住所大阪市大正区南恩加島５丁目２番18号
債務者　新城　邦雄
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３８２号
大阪市東成区東小橋１丁目17番31―707号
債務者　赤坂　利章
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３８３号
大阪市東成区東中本２丁目16番28号　中央帽子株式会社管理人室
債務者　國本　忠夫
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３８４号
大阪府豊中市長興寺南４丁目３番29―202号
債務者　野崎　寛美
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０９号
兵庫県尼崎市南竹谷町２丁目88番地の１マンション黒田２Ｂ、前の住所兵庫県尼崎市建家町１番地ネバーランド尼崎1101号
債務者　松葉加世子
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５２６号
兵庫県尼崎市立花町２丁目３番７号　ハイツＴＳ301号、前住所兵庫県尼崎市栗山町１丁目23番１―403号
債務者　渡邊　好章
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５６１号
兵庫県尼崎市南清水36番１―702号
債務者　馬場幸三郎
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５７１号
兵庫県尼崎市東塚口町１丁目２番17―106号、前住所兵庫県神戸市東灘区魚崎南町５丁目５番12―809号
債務者　山田　英彦
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第７１号
愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2071番地１　城辺ハイツ503
債務者　岡原　良清
1　決定年月日時　平成24年10月12日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
松山地方裁判所宇和島支部